十三、アイ・シーアイ石井スポーツに対する件

昭和四十九年（排）第二号

排除命令

東京都新宿区西大久保三丁目七十四番地
株式会社アイ・シーアイ石井スポーツ
右代表者　代表取締役　石井千秋

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　株式会社アイ・シーアイ石井スポーツは、昭和四十八年十二月一日から同月三十日までを期間とし、一般消費者を対象に、「アラスカスキーツアーご招待セール」と称して行なった懸賞による景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）第一項の規定に違反したものである旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後一年間、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」備考第一項各号のいずれかの方法により、景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、当委員会に届け出なければならない。

三　同社は、第一項に基づいて行なった公示について遅滞なく、文書をもって、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　株式会社アイ・シーアイ石井スポーツ（以下「石井スポーツ」という。）は、肩書地に本店を置き、本店のほか東京都内及び埼玉県内に五か所の店舗を有し、スキー用品及び登山用品等の運動具用品の販売業等を営む事業者である。

二　石井スポーツは、一般消費者を対象に、昭和四十八年十二月一日から同月三十日までを期間とし、「アラスカスキーツアーご招待セール」と称して、同期間中に本店、東京都千代田区三崎町二丁目八番六号所在の水道橋山の部店、同町二丁目八番十四号所在の水道橋スキー部店及び埼玉県大宮市宮町二丁目百二十三番地所在の大宮店において、おおむね、六百円以上を購入した者に対し、抽せん券を与え、抽せんにより、アラスカスキー旅行（六泊七日。この経費一人当り十一万四千八百円相当）三十本を提供することを企画し、この企画を実施した。

三　しかるに、右懸賞に係る最低の取引の価額は六百円であるから、懸賞により提供することができる景品類の価額の最高額は一万円である。したがって、前記景品類の価額は、この制限をこえるものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、石井スポーツの行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」備考第一項第一号に該当する懸賞であって、同告示第一項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十九年三月二十九日

公正取引委員会

委員長　高　橋　俊　英

委員　瀧川正久

委員　呉本文二

委員　橋高徳男

委員　橋勝好